

第 1 号

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 25 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 11 月 10 日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和 3 年 9 月 22 日 午前 11 時 15 分頃
2. 事故発生場所 熊取町大字久保 2 9 8 3 番地の 1 熊取町環境センター内
3. 相手方 熊取町 [REDACTED]
[REDACTED]
4. 事故の概要 環境センタープラットホームにおいて作業中のホイールローダが、停止している一般搬入車輛に接触し、相手方車輛の荷台に傷をつける損害を与えたもの。
5. 損害賠償額 151,147 円